

新潟市告示第 481 号

一般廃棄物処理手数料徴収事務委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、新潟市廃棄物処理施設（新潟市新津クリーンセンター）の一般廃棄物処理手数料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 6 年 7 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 一般廃棄物処理手数料徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 株式会社 三和環境  
所在地 新潟市南区根岸 272 番地
- 2 一般廃棄物処理手数料徴収事務を行わせる歳入  
新津クリーンセンター廃棄物処分手数料
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日  
令和 6 年 5 月 15 日
- 4 一般廃棄物処理手数料徴収事務を委託した日  
令和 6 年 5 月 15 日
- 5 一般廃棄物処理手数料徴収事務を行わせる期間  
令和 6 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日まで